

「唐碑亭」、すなわち「鴻臚井の碑」をめぐって

酒 寄 雅 志

目 次

はじめに

一 「鴻臚井の碑」とは

二 「鴻臚井の碑」をめぐる新出資料

1 「唐碑亭ノ記」

2 五つの題辞

3 「旅順唐碑ニ関スル調査」

三 「鴻臚井の碑」の再検討

おわりに

はじめに

日本における渤海史研究は、今世紀初頭に行われた日露戦争を契機に本格的に始まる。その嚆矢となったのが、中国旅順にあった「鴻臚井の碑」であることを別稿において指摘した⁽¹⁾。文献史料の乏しい渤海史研究にあつて、「鴻臚井の碑」は、戦後に発見された貞恵公主墓誌や貞孝公

主墓誌などとともに貴重な金石文である。しかしながらこの碑石は、現在、日本の皇居内深くに置かれており、それを目の当たりにすることはかなわない。そのため碑石自体がどのようなものか、碑文は一体碑石のどの部分に書かれているのかなどわからないことばかりであった。幸い筆者は近年、この碑石に関わる資料を新たに見いだしたので、それを素材に「鴻臚井の碑」の実体と、どのような歴史的評価を得るものなのかを、改めて検討してみたい。

一 「鴻臚井の碑」とは

『旧唐書』卷一九九・渤海靺鞨伝によれば、

睿宗先天二年、遣郎将崔訢往册拜祚荣、為左驍衛員外大将军渤海郡王。

とあつて、七一三（先天二年）、唐は郎将崔訢を派遣して振国（『新唐書』卷二一九・渤海伝には「震国」とある）をおこした大祚荣を左驍衛員外大将军・渤海郡王に册封した。

振国の誕生は、六九六（万歳通天元）年、松漠都督である契丹の李尽忠が營州（遼寧省朝陽市）で唐に反したのを契機に、營州に徙民させられていた粟末靺鞨の酋長の乞乞仲象と乞四比羽および高句麗の遺民達は、東走して自立を目指したことになる。唐の則天武后はその自立を阻止するために、尽忠の部下であった契丹の降将李楷固を派遣して、乞乞仲象と乞四比羽を討ったが、仲象の子の大祚榮は、唐の武力による圧迫を排除し、六九八（聖曆元）年ごろに粟末靺鞨の住地である現在の吉林省敦化地方に政權を樹立して、自ら振国と称したのであった。

しかし武后が逝去して、中宗（在位七〇五〜九九年）が復位した唐は、『旧唐書』渤海靺鞨伝に、

中宗即位。遣侍御史張行岷。往招慰之。祚榮遣子入侍。將加冊立。會契丹与突厥連歲寇邊。使命不達。

とあるように、振国をその冊封下に置く外交方針をとったが、契丹と突厥が唐の辺縁を侵したため、振国と唐の交通は途絶し、その目的を果たすことはできなかった。この契丹と突厥の唐への侵寇は、その後もしばらくつづいたが、七一一（景雲二年）には突厥の默啜（カプガン）可汗が唐に和親を願ったことにより、唐と振国の関係も改善し、唐は再び振国を冊封することにした。そこで唐の睿宗（在位七一〇〜一三三年）実際は玄宗）は、七一一（先天二年）に郎將崔訢を振国に派遣したのであった。この後、大祚榮は渤海を国号とするのである。

以上が、文献史料が伝える大祚榮冊封の経緯であるが、崔訢は使命を果たすとその帰途、今日の遼寧省旅順の地に立ち寄ったことが、黄金山山麓の巨石に刻まれた碑文によって判明する。すなわち開元二（七一

四）年五月十八日に、持節宣勞靺鞨使であった鴻臚卿の崔訢が二口の井戸を掘り永く記念とするというものであった。

この碑石はつとに「鴻臚井の碑」と呼ばれて斯界では知られているが、今日、皇居内の御府の一つである「建安府」の前庭にあるという。御府とは各戦役の記念館で、その始まりは一八九六（明治二十九年）に日清戦争の記念品を納めるために建てられた振天府である。以後、懷遠府（北清事変）、建安府（日露戦争）、惇明府（日独戦争・シベリア出兵）、顕忠府（済南、満州、上海事変）などがつづいて建てられた。これらの御府は戦前、戦意高揚のために公開されたこともあったが、現在は一般の見学は許されていない。したがって碑石を見ることは不可能であるが、ただ一九六七（昭和四十二年）五月十二日に、渡辺諒氏が特別に許されて碑石の調査をしている。

この渡辺氏が、どのような事情で「鴻臚井の碑」を見ることができたのか不明であるが、渡辺氏は一九〇一（明治三十四）年生まれで、東京帝国大学卒業後、大阪野村合名会社を経て、一九二八（昭和三年）に満鉄に入社し、資料課調査係として勤務した。その後、満鉄参事。さらに一九四五（昭和二十年）年六月、満州電気化学工業株式会社理事に就任したが、満州引きあげ後、日本硝子役員などを歴任し、「鴻臚井の碑」を見学した当時は、市来崎建築事務所監査役であったと思われる。こうした経歴から、渡辺氏は専門の歴史研究者ではない。にもかかわらず氏がこの碑に関心を持ったのは、後にも触れる一九三〇（昭和五年）年に、遅塚麗水（金太郎）氏について「鴻臚井の碑」を目の当たりにしたこと一因があるのではないかと推測する。

ともあれ、氏の実見の成果は極めて貴重である。そこで『東洋学報』第五一卷第一号に、渡辺氏が資料紹介として公表した「鴻臚井考(抄)」から、少々長くなるが、碑石及び覆屋である石亭の現状を述べている部分を引用することにする。まず碑石の部分である。

鴻臚井の碑は現在千代田区皇居内建安府の前庭に在り、石亭を以て庇覆され、保存状態は良好、碑石の実体は一個の巨大な自然石である。

碑石の岩石学的な分類名は珪岩が妥当するようである。色は薄い紅色を交えた褐色、これは旅順一帯の地質と一致する。

碑石は水平な地表面に据えられてある。尤も底面は地中に隠れている処を見ると、基部は何程か埋められているのであろう。大きさは、正面の横巾三〇〇糎・奥行二〇〇糎・地表からの高さ一八〇糎で、形体は楕円錐状、軽く握った右拳を母指の側から水平に眺めたのとよく似ている。第五項に述べるが光緒追刻に「其大如駝」とあるのは穿ち得て妙である。そして碑石を庇覆する為めに建てられた石亭の屋根の中心を支える八角の石柱の承け孔を、碑石自体の中央に鑿つてある外は、殆んど人工を加えた跡が認められない。

碑石の正面に縦一二〇糎横一三〇糎の面積に納まる程の不整形で且比較的平潤な劈開面があり、その左上の隅で碑石の頂点から三〇糎程下がった辺りに崔忻の金石文がある。刻字は縦三五糎巾一四糎の面積の中に三行で書き下ろされてある。正面から見た碑石の透視面積全体と刻字面の比は大約八〇対一と推算される。この比率といひ、碑石の形状といひ、本項末尾に述べるような碑石の旅順での自

然の有り姿といひ、凡そ通常概念の碑碣とは著しく類を異にしていることが分かる。それは寧ろ摩崖碑一種と見るべきものである。

次いで石亭の部分についてである。

石亭は、屋根の葺き物を除いて全部花崗岩が材料、柱心の間隔二六〇糎の四阿造り、四隅の柱は巾三〇糎の角材、柱の上部に断面長方形の桁と梁を井桁に組んだのを嵌め込み鉄材で補強し、桁と梁の端部は三手先斗拱に処理してある。桁と梁の下縁は地表から二三〇糎の高さに在る。その井桁の上に緩勾配の方形屋根をさしかけ、棟が寄り合つた上に波形の盤を置き、更にその上に大きな石の宝珠が戴せてある。併しこれでは屋根の重量を支え切れないと見たのである。中心に八角柱を立て碑石自体に荷重を受けさせてあるが、これは本末顛倒の誇りを免れまい。屋根はスレート様の磚を葺き上を漆喰かセメントで塗り固めてある。

正面の桁には見事な楷書で「唐碑亭」と彫りつけてある、管理当局が碑石と石亭の全体を籠めて「唐碑亭」と呼んでいる所以である。又隅柱の一本には「奉天金州王春榮監造」の製造銘がある。

石亭は外観頗る重量感に富み、巨大とはいえないが雄渾な味わいが有り、名石に適しい建築と称えられよう。

このように渡辺氏は、碑石の形状と、崔忻の刻字、そして碑石について述べ、つづいて碑石には覆屋があつて、「唐碑亭」と題が付けられていたことを伝えている。さらに渡辺氏は後代、崔忻の刻文の周囲に書き加えられた、いわゆる追刻にも言及しており、渤海の国家形成史や東アジアの交通路を考える上で不可欠な研究として参考にされてきた。しか

しなお判然としない点も少くない。そこで次節では筆者の見出した新出の資料をもとに改めて「鴻臚井の碑」について検討してみたい。

二 「鴻臚井の碑」をめぐる新出資料

1 「唐碑亭ノ記」

渤海史研究者として著名な鳥山喜一氏は、「渤海王国の疆域」のなかで「因にこの銘の刻まれた石桁は一九〇四、五年の日露戦争の戦利品としてわが宮中の振天府に移された」と述べている⁽¹⁰⁾。また『大連市史』にも、この碑が「光緒三十七年まで千百九十八年間遺存せしが同年我が旅順鎮守府司令官富岡定恭中将之を皇室に献じて」とみえており、鴻臚井の碑が当時、皇室に献上されたことは広く知られていたといえよう⁽¹¹⁾。

こうした日本へ運ばれた経緯を具体的に伝えるのが、防衛研究所図書館に収蔵されている「明治三十七、三十八年戦役戦利品寄贈書類」である。この書類は二冊の大部な綴りとなっているが、その第一冊の冒頭に、次のような目録がある。

目録

宮中

一、御紋章附函

軍艦対馬へ御下付ノ

勅諭ヲ收納シアリシモノ

日本海ノ戦ノ際敵弾中リ破損セルモノ

二、軍艦用、時鐘一個

アリヨール(石見)ニ在リシモノ

三十八年九月七日

宮中へ差出

三十九年八月三十一日

宮中へ差出⁽¹⁴⁾

台石ヲ付シ庭ノ置物ト為ル様拵ヘテ上ク
四十一年四月三十日
宮中へ差出

旅順黄金山麓ニ在リシモノ
記事ヲ添フ

四、八吋砲弾片外三十一廉

四十二年六月十五日
宮中へ差出

軍艦宗谷排水装置真鍮製図板

四十三年二月七日
(官房三四五)

五、花瓶、文鎮、硯、各一個

三十八年五月三日
皇后陛下へ献上
(山内少将ヨリ)

六、花瓶 二個

四十年十二月四日
天皇陛下へ献上
(呉鎮長官ヨリ)

露艦レトヴヒザン甲板一部

四十三年十一月三十日
宮中へ献上
(富岡旅鎮長官ヨリ)

電路啓閉器附機械水雷形

電鈴

四十三年十一月三十日
皇太子殿下へ献上
(富岡旅鎮長官ヨリ)

この目録は、海軍十三行野紙に墨書されていて、宮中ならびに皇族へ

差し出された日露戦争の戦利品を列挙したものであるが、これらのうち三番目にみえる明治四十一年四月三十日に、宮中へ差出した「唐碑亭」が注目される。この唐碑亭は、「旅順黄金山麓ニ在リシモノ」とあることと、前に引用した渡辺氏の「鴻臚井考(抄)」⁽¹⁵⁾にみえる「唐碑亭」と同名であることから、本稿が扱う「鴻臚井の碑」を想起させる。「記事ヲ添フ」と記された書類が、同じ「明治三十七、三十八年戦役戦利品寄贈書類」に収録されているので、そこで最初にこれについて検討してみることにする。

これらの書類は、海軍大臣齋藤實から侍従武官長の岡沢精に宛てた唐碑亭関係の調査書類で、冒頭の通牒と、齋藤實の記した「唐碑亭ノ記」、そのあとに「唐碑亭ニ関シ旅順鎮守府ニ於テ蒐集セル調査考證書状」として「唐碑略図」、そして五つの題辞とその訳文、また「旅順碑ニ関スル調査」から成り立っている。さらに参考資料として、学習院教授の鹽谷時敏の「旅順唐碑記」と、作者不明の「旅順唐碑考」、「旅順ニ住スル郷紳某」の説とその訳文など、旅順鎮守府が収集した調査考証書類が付されている。

そこでまず通牒および「唐碑亭ノ記」の部分を掲出する。

大臣「花押」

〔齋藤實〕

〔村上格一〕

⑩

〔浅井〕

⑪

〔加藤〕

案

明治四十一年四月三十日

海軍大臣

侍従武官長宛

五月五日発布済

(貼紙)
「宮城内ニ於ケル」明治三十七八年戦役

戦利品トシテ過般(貼紙)「陳列場ニ置カレ度目録ヲ以テ」

宮城内ニ提出セル唐碑亭ニ関スル

記事別紙ノ通取調候条御参考トシテ

(官房一九一六号)

申進候也

追テ尚ホ唐碑亭ニ関シ旅順鎮

守府ニ於テ蒐集セル調査考證

書類モ別括ノ通為御参考添付致

候也

發送者注意

別紙ハ悉皆浄写ノ上、侍従武官長ニ送付シ

本書ハ海軍省ニ留置クコト

但写真及碑文摺本ハ現物ヲ其儘侍従武官長ニ

送付スルコト

唐碑亭ノ記

唐碑亭ハ碑及石亭ヨリ成リ

旅順黄金山ノ北麓港口ノ東

数百歩ノ処ニ在リタルモノニシテ

碑ハ唐ノ玄宗皇帝開元二年
靺鞨慰問使鴻臚卿崔忻此

処ニ井両口ヲ穿チ其傍ニ之ヲ

建テ以テ永ク記念ト属セルモノナ

リト云フ

碑面題辭ヲ刻スル五、其最初ノ

モノハ前掲開元二年崔忻穿井建

碑ノ時ノ撰ニ係リ我朝元明天

皇ノ和銅七年ニ当リ今茲明治

四十一年ヲ距ルコト実ニ一千一百

九十五年ナリトス其二ハ明ノ世宗

皇帝嘉靖十二年布政司查応

兆、其三ハ清ノ高宗皇帝乾隆

四年額洛図、其四ハ宣宗皇帝

道光二十年耆英之ヲ記シ最

後ノモノハ清国今帝光緒乙未

即チ我明治二十八年日清媾和成

ルノ歲清廷派遣ノ守備將劉

含芳石亭ヲ作リテ碑ヲ覆ヒ

事由ヲ叙シタルモノナリ而シテ石

亭ノ柱ニハ唐碑亭ト題シ丙

申八月劉含芳之ヲ建ルノ事ヲ

鐫ス蓋シ乙未ニ着手シ翌丙

申ニ迄リテ竣工セルモノナラ

ン平

明治三十七八年ノ役我軍旅

順ヲ占領シ後此地ニ鎮守府

ヲ設ケテ防備ヲ管セシメラル

乃チ此唐碑亭ヲ東京ニ搬移

(貼紙)

シ今ヤ宮城内「宮城内ニ搬移」「戦利品陳列場」

ニ置カルルニ至レルモノナリ

明治四十一年四月

海軍大臣男爵齋藤實

この書類は目録同様、海軍十三行野紙に墨書されているが、「發送者注意」とある部分に、「別紙ハ悉皆淨写ノ上、侍從武官長ニ送付シ 本書ハ海軍省ニ留置クコト」とあること、また通牒に「案」とあること、通牒の冒頭および「唐碑亭ノ記」の末尾の一部の「」で引用した部分には墨点がほどこされた紙片が貼り付けられて推敲の過程が認められることから、案文であり、海軍省側の控えであったことがわかる。今日、防衛研究所に所蔵されているのも、右の事情にもとづくものであろう。

さて通牒の部分のみをみよう。野線上部の欄外に海軍大臣である齋藤實の花押があり、また野線内の上段に海軍次官の加藤友三郎、中段に海軍省副官の村上格一、そして下段に浅井の捺印がある。このうち浅井は、当時、海軍編修という職にあった浅井将秀のことと思われる、その職からこの書類の起案者と言えよう。これら海軍省内の稟議を経て、この書類

は浄書のうえ明治四十一（一九〇八）年五月五日に発布されたのである。

つづく齋藤實の「唐碑亭ノ記」は、まず唐碑亭が碑石と覆屋である石亭から成り立ち、旅順の黄金山の北麓の港口の東側数百歩のところにあつたとしている。そして碑は、唐代の玄宗皇帝の靺鞨慰問使である鴻臚卿崔忻が、この地に二つの井戸を穿り、その傍に碑を建てて記念したこと。さらに碑石には、五つの題辞が刻まれていることを指摘し、その第一が、開元二（七一四）年に、崔忻が井戸を掘ったときに撰文したもので、日本の和銅七（七一四）年に当たること。第二は、明の世宗の嘉靖十二（一五三三）年に、布政司の查応兆が記したものであること。

第三は、清の高宗の乾隆四（一七三九）年に額洛図が記したものである。第四は、宣宗の道光二十（一八四〇）年に耆英が記したもので、第五は、清の光緒帝の乙未（一八九五）年に、守備将の劉含芳が石亭を作り碑を覆った経緯を記していること。さらに石亭の柱に「唐碑亭」の題があり、丙申（一八九六）年の八月に劉含芳が建てたことが記されていることから、前年の乙未年に着工し、翌丙申年に竣工したものとす。

そして碑石は、明治三十七・八（一九〇四・五）年の日露戦争に際し旅順を占領し、鎮守府を置いて防衛することになったため東京に搬送し、今は皇居内に置かれており、その遷置した経緯を述べている。

その上、下に掲げたような「唐碑略図」が薄紙に書かれ（図1）、また五つの題辞の釈文と訳文が綴られている。この「唐碑略図」の付記によつて、碑石が高さ一メートル七〇〇、最大幅三メートル、奥行二メートル五〇〇、重量九トン半であることが判明する（この碑石の大きさは、渡辺氏の計測とは若干異なる）。しかも「此略図ニ記載シアル『重量九噸

半』ハ唐碑ノ旅順ニ在リタル節其位置ニ就キ地上ニ露出セル碑積ヲ推算シテ概量ヲ掲ケタルニ過ギザルヲ以テ實際ノ重量トハ差異アルヘキモノト認ム 明治四十一年四月 海軍省附記」と書き加えられている。

唐碑略図

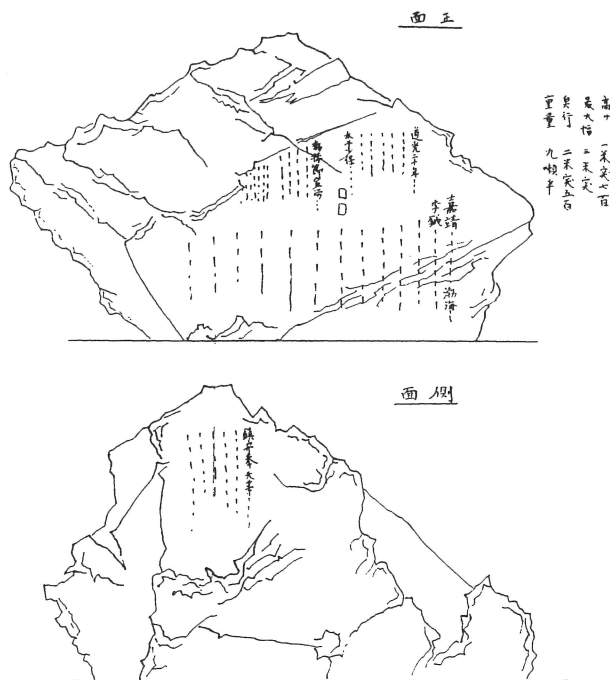


図1 唐碑略図

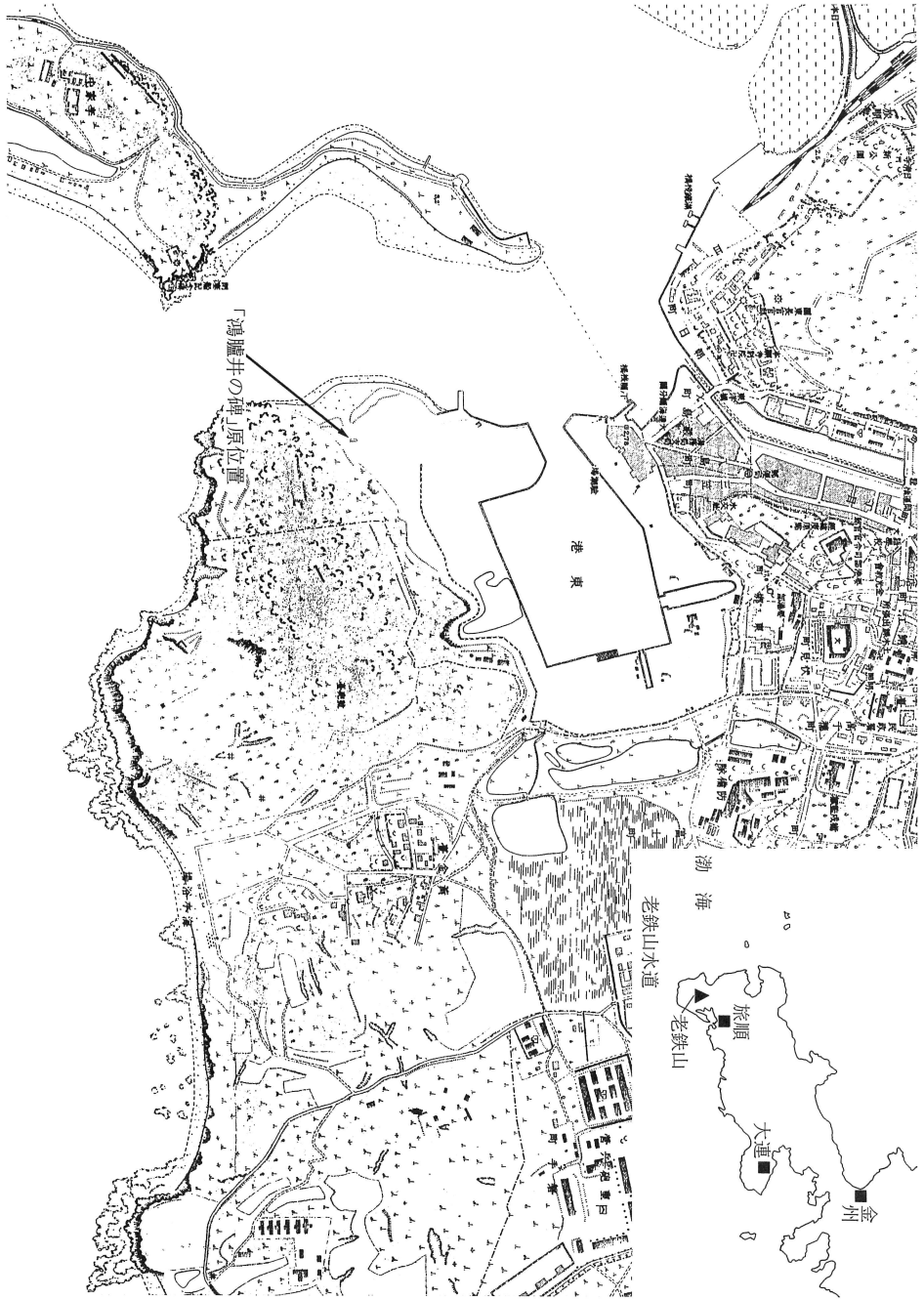


図2 1918（大正7）年の旅順口（『近代中国都市地図集成』より）と「鴻臚井の碑」の原位置

以上、「唐碑亭ノ記」は、碑石の概要を要領よくまとめているが、その内容からこの碑石は明らかに「鴻臚井の碑」そのものである。

さてこの中でまず注目すべきことは、碑の原位置について、「旅順黄金山ノ北麓港口ノ東数百歩ノ処ニ在リタルモノニシテ」と記している点である。これまでこの碑石が旅順黄金山麓にあったことは知られていたが、その場所を特定できなかった。この記述は、碑石の原位置を示唆する貴重な指摘である。

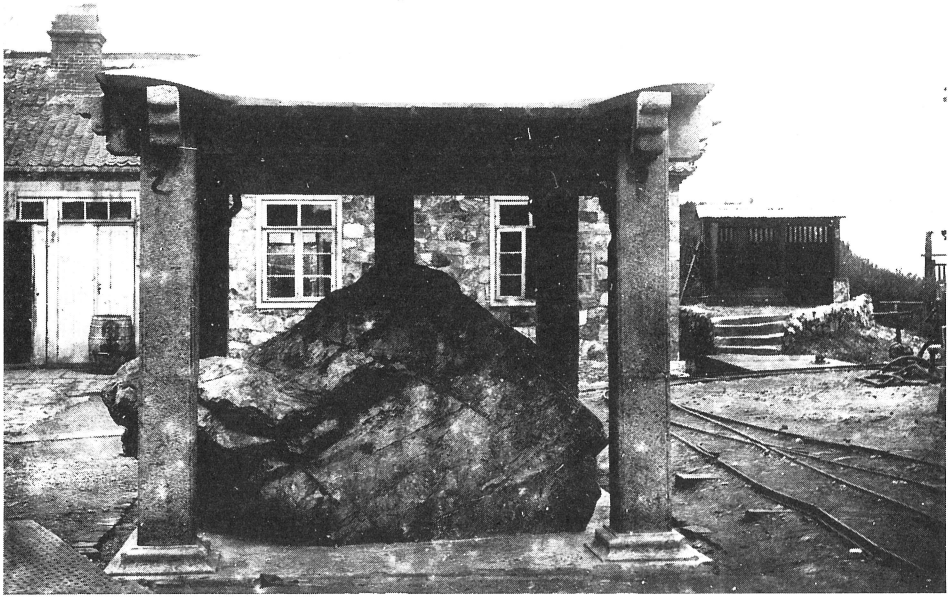
そこで黄金山の北麓の海岸に近いところを、日清戦争や日露戦争直前の旅順港の地図、たとえば明治三十七年二月二十七日に発行された博文館発行の『日露戦争実記』第二編の付録「最近旅順口実測図」の黄金山砲台の北麓をみても、残念ながら碑石の位置は判然としない。視点を變えて、前出の渡辺諒氏が引用している遅塚麗水（金太郎）氏の『満鮮趣味の旅』⁽¹⁷⁾を改めて見ると、

車を回⁽¹⁸⁾へして黄金山の下、造船所の構内に鴻臚井の古址を観た。東港の波静かに磯辺に寄するところ、夏草しげる平蕪に傍ふて、看守の人の住む小さき家の背に、その古井があつた、花崗岩の井桁を齧みて、水深深く赤煉瓦を畳んだ、磯に近いところとて、海潮のさし入りて、鹹からいと想はれたが、水味は甘冽にして量も多い、旧記の誌るすところを読むに、この井戸は、唐の鴻臚卿崔忻の鑿るところであるといふ、

とあって、一九二九（昭和四）年時点では、旅順東港の黄金山麓の波打ち際の造船所構内に鴻臚卿崔忻の掘った井戸があつたとする。この遅塚氏に同行した渡辺氏は、さらに付け加えて、「遺蹟は海軍要港の構内で

黄金山の西北麓、汀線から五〇米程距てた位置に在り、明かに後世整地の手が加わつたと覺しい平地に穿たれた単口の井戸がそれである」としている⁽¹⁸⁾。しかも遅塚氏が「井の辺に、海軍中将男爵富岡定恭氏の選文の鴻臚井の石碑が、明治四十四年十二月に建てられてある」と指摘していることを念頭において、『近代中国都市地図集成』⁽²⁰⁾に収録されている一九一八（大正七）年測図の旅順地区黄金台の西北麓をみると、「口」の記号が記されていることに気づく（図2）。この記号は同地図の凡例によれば、記念碑を示すもので、これが遅塚氏が言うところの富岡定恭中将の建てた記念碑の位置であろう。換言するならば、この場所こそが、「港口ノ東数百歩ノ処」、かつ「井の辺」であり、鴻臚井の碑石が日本に運ばれる以前に存在していたところということができるのである。

ところでこの碑石を宮中に献上した責任者であつた齋藤實は、後に首相となり、二・二六事件で殺害された人物であることは周知のことであるが、その関係書類は国会図書館憲政資料室に保管されている。その中に、『戦後写真（旅順口）十六枚』⁽²¹⁾と記された大型の封筒がある。中には「一、旅順鎮守府」をはじめ「二、関東都督府陸軍部」や、旅順港に沈没するロシア艦船などの合わせて十六枚の写真が、一枚一枚台紙に貼られ、裏に写真の題が付けられて納められている。関重忠⁽²²⁾という機関将校によって撮影された写真帳であるが、その一枚に「十五、唐碑亭」と記された写真が収録されている（図版1）。この写真にみえる石塊は、「唐碑亭ノ記」に付された「唐碑亭略図」と全く同じ形状である。しかも石亭によって覆われ、また碑亭の背後には煉瓦の建物が建ち、線路が敷設されていることから、明らかに唐碑亭が旅順港口にあつたときの写



図版 1 関重忠撮影による旅順口における「唐碑亭」

真といつてよい。往時の姿を留める写真として極めて貴重である。⁽²³⁾

なおこの写真は、通牒の「發送者注意」の但し書きの部分にみえる「写真及碑文摺本ハ現物ヲ其儘侍從武官長ニ送付スルコト」とある写真と同じものなのかもしれない。

ついでこの『唐碑亭ノ記』によって、明治四十一年（一九〇八）年四月以前には東京に搬送されていたことが判明する。渡辺氏が「原碑石そのものは既に明治四一（一九〇八）年東京に在ったと推定される」としていることを裏付けるわけである。しかもこの碑石の搬出主体が旅順鎮守府であったことは、『唐碑亭ノ記』につづく「唐碑亭ニ関シ旅順鎮守府ニ於テ蒐集セル調査考證書」（傍点筆者）とあることから間違いないが、「旅順鎮守府」は一九〇六（明治三十九）年十月一日に、旅順口鎮守府から旅順鎮守府と改称され、一九一四（大正三）年四月一日に廃止されていることを考慮するならば、この碑石の東京への搬送は一九〇六年十月以降のことであろう。また添付された作者不明の某氏の「旅順唐碑考」の記事を見ると、その最初の部分に「余去歲旅順ニ遊ヒシトキ、海軍港務部長松村直臣君ノ話ニ由リ、港務所内ニ古碑アルヲ知り、紹介ヲ請フテ往キ觀ル」とあることから、某氏は海軍港務部長松村直臣の紹介で唐碑亭を見学しているのである。この松村直臣が一九〇五（明治三十八）年十二月二十日から一九〇六（明治三十九）年九月二十八日までの間、旅順港務部長の職にあったことを考慮するならば、やはり碑石の東京への搬送は、一九〇六年十月以降一九〇八年四月以前のこととしてよいであろう。

2 五つの題辞

「唐碑亭ノ記」につづいて「唐碑亭ニ関シ旅順鎮守府ニ於テ蒐集セル調査考證書状」が綴られ、「唐碑亭略図」(以下「略図」と略す)と五つの題辞の積文につづいて訳文が付されている。そのうち「略図」については既に触れたので、ここでは主に五つの題辞について検討することにする。

題辞には、行論の都合上、積文と訳文を並記し、若干の解説を加える。なお積文の上には便宜的に行数を付し、渡辺諒氏の積文(渡と略す)と作者不明の「旅順唐碑考」(考と略す)の積文との校異は、原文の上に記し、当該箇所各題辞毎に通し番号を付す。また解説中の番号もこれに対応する。

まず第一の題辞については、次のような積文(必要に応じ本積文と称す)と訳文を付している。

積文

(朱書)
「其一」

考一ナシ

- 1 勅持節宣勞鞞羯使鴻臚卿崔忻井両口
- 2 永為記驗開元二年五月十八日

訳文

(朱書)
「其一」

勅命ヲ帶ヒタル鞞羯(古來遼東ヲ鞞羯ト称ス) 慰問使鴻臚卿(官名) 崔(人ノ姓) 井二個ヲ穿チ永ク記驗トナス開元二年五月十八日

これはこの碑の主文で、全二十九文字である。嘉靖十六(一五三七)

年に完成した遼東の地誌である『遼東志』巻一の地理志によれば、「鴻臚井二在金州旅順口黃山之麓。井上石刻。有勅持節宣勞鞞羯使鴻臚卿崔忻。鑿井両口。永為記驗。開元二年五月十八日造。凡三十一字」とあって、「鑿」「造」を付け加えているが、二十ページに掲げた渡辺氏の拓本はもとより、内藤のそれを見る限り認められない。また碑文には「崔忻」とあって、『旧唐書』渤海鞞羯伝の「崔忻」とは字が相違することを取りざたするむきもあるが、両表記が普通であることから、何れも誤りといえない。ただ碑文が崔忻自ら書いたものであることからすれば、むしろ「崔忻」と正すべきであろう。さらに本積文はもとより渡辺氏も「鞞羯」の「鞞」を「羯」と積読する。この二字は、『康熙字典』によれば、「羯」は「訃」ケツ、「鞞」は「謁」カツと音が異なるとともに、その字義は「羯」が去勢した黒羊、あるいは匈奴の一部族を指し、一方の「鞞」はかわぐつ、または革をなめすという意であることから全く異なる。しかも『五体字類』には、偏の「革」を「𠂔」のように書く例もあることから、「羯」ではなく「鞞」とすべきではないか。その上、筆者が寡聞にして他に「鞞羯」と書く例を知らない。したがって「鞞羯」ではなく、「鞞羯」と積読すべきであろう。ついで「旅順唐碑考」(解説中では「碑考」と略す)は、「鞞羯使」と「永」の下に字は「漫滅セリ」として全三十字とし、「永」の下は「為ナルヘシ」と記している。渡辺氏の拓本によると「為」が明らかに判読できる。一方、内藤の拓本によると、「永」の下には「為」の第五画と思われる「ノ」が見える。しかし「鞞羯使」の下には、文字の痕跡は認められない。また本積文は二行

としているが、本来は次のような釈読でき、三行に書き分けられている。

勅持節宣勞鞅鞅使

鴻臚卿崔忻井両口永為

記驗開元二年五月十八日

なお「碑考」は、文字の大きさは「方一寸強」としている。「略図」によれば、石碑のほぼ中央に刻まれている。渡辺氏は、それが縦三十五センチ、幅十四センチの広さの中に記されていることを報告している。石碑の全体の大きさからすれば、極めて小さいといわねばならない。なお、その内容については、後述する。

つづいて第二の題辞である。

釈文

1 渡―十、考―ナシ	1 嘉靖 ¹ ……………、 ² 渤海 ³ ……………
2 考―2字ナシ	2 李鉞 ⁴ 因……………
3 渡―松、考―ナシ	3 ……黄井親太石……………故跡何其
4 聖母 ⁵ 、考―聖母至	4 壮哉何其盛乎……………
5 渡・考―ナシ	5 余南巡至旅順 ⁶ ……………
6 渡―園を補フ	6 風訪古臨 ⁷ ……………
7 渡―白、考―自	7 井登奇石因……………
8 渡・考―ナシ	8 得覽唐崔鴻……………
	9 臚故跡○壮茲 ⁸ ○……………
	10 游暢焉……………

(朱書)
「其二」

9 渡・考―ナシ	11 嘉靖 ⁹ ○十二年三月十二日
10 考―空	12 布政司右參議姑蘇
	13 查応兆記

訳文

(朱書)
「其二」

嘉靖(年号)……………、渤海……………

李鉞因……………黄井大石ヲ觀……………ノ故跡

何ソ其壯哉何ソ其盛乎余南巡シテ旅順ニ至リ

風景ヲ觀シ古ヲ訪子黄井ニ臨ミ奇石ニ登リ

因テ唐ノ崔鴻臚ノ故跡ヲ覽ルハ得○壮

茲……………

游暢焉……………

嘉靖○十二年三月十二日

布政司右參議姑蘇(姑蘇ハ地名ニシテ蘇州出身ノ人也)

查応兆記ス

この題辞は、明の嘉靖十二(一五三三)年の追刻である。各所に「……」と記された判読不能な箇所が散見される。追刻された場所は、「略図」によれば、石碑正面の下部に広がっている。渡辺氏によれば、縦九十センチ、横一二〇センチ(上)、九五センチ(下)におよぶ広範囲に、十三行にわたって書かれている。「碑考」は「字形大小一ナラス、方二寸ヨリ三寸ニ至ル」とある。

ところで本釈文は冒頭の「嘉靖」の下に、「渤海」を釈読しているだけであるが、渡辺氏は「嘉靖」の下に「十(一)」を、また一番下には

「松」(3)をそれぞれ読み加えている。前者の「十」は、十一行目に見える「嘉靖〇十二年三月十二日」の紀年から判断したものはあるまいか。ただ紀年は「嘉靖」の下の一字「〇」(9)として判読していない。嘉靖年間は四十五年までであるので、十二年、二十二年、三十二年、四十二年の何れかに該当する訳であるが、渡辺氏は十二年と断定している。拓本を見ると、「靖」「十」の二字に亀裂が一部懸かつており判読しにくい、「嘉」と「十」の間にも一字はいる余裕はないので、「嘉靖十二年」(一五三三)としてよいであろう。後者の「松」は、渡辺氏の拓本「碑石正面拓影」(図版2-2)によれば、「松」の字画が認められる。

ついで本釈文は、3行目の「黄井」の上には、文字を認めていないが、渡辺氏は「聖母^至」(4)と補っている。拓本を見ると「聖母」と読めるようにも思われるが断定はできない。本釈文は5行目の「旅順」の下に「観」(5)を読んでいるが、拓本を見るならば、次行の6行目第一字「観」が認められることから行を誤ったのであろう。つづいて6行目の「黄」(6)を渡辺氏は、箱書きにしている。拓本を見ると多少判読しにくい、次行の「井」とつづけて「黄井」とするならばあえて箱書きにする必要もないと思われる。9行目の四字目を本釈文は「〇」(7)と文字の存在は認めるものの、判読できないとしている。「碑考」は「自」、渡辺氏は「白」としている。拓本を見る限り、「白」と読める。この「白」の三文字下にも「〇」(8)として一字想定しているが、拓本には見えず渡辺氏の指摘の通りでよいであろう。

この追刻は、嘉靖十二(一五三三)年三月に、查応兆が、旅順を訪ねた

折りに、井戸と碑石に登り碑文を見たことを記している。追刻の中でも古いものであるが、この碑石の存在は、一四六一(天順五)年に完成した『大明一統志』⁽⁹⁾に、「在^{金州衛}旅順口上有題云唐開元時鞞鞞使鴻臚卿崔忻所鑿」と記されていることから、既にその存在が知られていたのである。この追刻の題者、查応兆は、『遼東志』巻之五・官師志の嘉靖年間の項に、「直隸長洲人。進士。右參議」とあり、また『同志』巻之二の建置志に、嘉靖九(一五三〇)年六月に建立された「増修学宮碑記」を揮毫していることが認められることから、文筆に秀でた人物であったことが想像される。⁽⁹⁾

つづく第三の題辞は、

釈文

〔朱書〕
〔其三〕

- | | |
|------------|--|
| 1 渡—二文字ナシ | 1 鎮守奉天等 ² 處地方統轄滿汗蒙古 ⁴ 陸路 |
| 2 渡—口(空) | 2 都統將軍總管 |
| 3 渡—ナシ | 3 〇事務督理六 ⁵ 辺世襲一等輕車都尉加五級 |
| 4 渡—考—水師 | 4 紀錄七次額洛 ⁶ 函於〇〇〇 |
| 5 渡—陵、考—五陵 | 5 大清乾隆四年 ⁷ 次己未秋七月二十八日記 |
| 6 渡—軍 | |
| 7 渡—考—歳 | |
| 8 渡—考—巳 | |

訳文

〔朱書〕
〔其三〕

鎮守奉天等処地方統轄滿汗蒙古〇〇陸

路都統將軍總管事務督理(以上官名)

六辺世襲一等輕車都尉加五級紀錄七次

額洛(以上爵勳位) 図(姓) 於〇〇〇〇〇〇

大清乾隆四年〇次己未秋七月二十八日記

これは清の乾隆四(一七三九)年に追刻されたもので、「略図」によれば右側面に十行にわたって記されているが、本積文では改行に頓着しないで五行としている。字の大きさは「碑考」によれば、「方一寸強」であるという。ただ拓本もないので、本積文と実見をした渡辺氏の積文と「碑考」との比較検討を行う。

まず1行目の最初の二文字は、本積文と『碑考』は何れも「鎮守」(1)と読んでいるが、渡辺氏は文字の存在を全く示していない。また同じ行の「奉」と「等」の間を、本積文は「天」(2)としているが、渡辺氏は文字の痕跡は認めるものの、判読できないように「口」にしている。さらにその下の「等」と地方の間の「処」(3)を、渡辺氏は文字を認めない。つづいて1行目第十三・四字の「蒙古」と第十六・七字の「陸路」の間二文字を本積文は文字を認めるものの読んでいない。渡辺氏と「碑考」は、「水師」(4)としている。3行目の第一字目を本積文は「〇」(5)としているが、渡辺氏は「陵」とし、「碑考」は「五陵」としている。その下の「輕」と「都尉」の間を本積文も「碑考」も「車」(6)とするが、渡辺氏は「軍」としている。5行目の「乾隆四年」の次の字も判読できず「〇」(7)にしているが、渡辺氏のように「歳」と読むのが妥当であろう。なお渡辺氏はその下二文字目を「巳」

としているが、干支であることから本積文の通り「己」の単なる誤植であろう。

この追刻は、官名と爵勳位、そして姓名だけが記されており、碑文の内容には何ら言及していない。ただ訳文は、「額洛」も爵勳位とし、「図」だけが姓としているが、渡辺氏は、「額洛図」をこの追刻を記した人物名としているが、その詳細は不明である。

第四の題辭は、次の通りである。

積文

(朱書)
「其四」

- | | |
|-----------|----------------|
| 1 渡一ナシ、考一 | 1 道光二十年秋九月 |
| 2 ナシ | 2 督兵防堵嘆夷閱視 |
| 3 考一持 | 3 水陣見有巨石一方開元 |
| 4 渡一賀、考一貨 | 4 崔公題刻尚存因隨筆以 |
| 5 渡一ナシ | 5 誌囑水師協領德特員寬 |
| 6 渡一錨垂、 | 6 匠鐫刻以垂其永 |
| | 7 太子少保盛京將宗室著英書 |

(以上記事皆巨石上ニ刻シアリ)

宮保
尚書

宗室

訳文

(朱書)
「其四」

道光二十年秋九月督兵防堵(官名) 嘆夷

(人名) 水陣ヲ(当時旅順ハ清国水師ノ根拠地タリシモノニシテ
水師ヲ檢閲シタルモノノ如シ)

一塊ノ巨石有ルヲ見ル開元(唐朝ノ年号)ノ崔公ノ題

刻シタル文字尚ホ存ス因テ筆ニ随テ以テ誌シ水

師協領(水師ノ官名
佐官位ノモノ) 徳特員(人名) ニ嘱シ匠

ヲ求メ鐫刻シ以テ永久ニ保存セシム

太子少保盛京将宗室耆英書印

これは道光二十(一八二〇)年の追刻で、「略図」によれば、碑文の
すぐ右側、縦四十三センチ、横三十九センチの範囲に七行書かれている。
渡辺氏は3行目の「巨石」と「方開元」の間の「一」(1)を全く見落
している。拓本による限り「一」は認められる。また五行目の「徳」
(2)も見落としている。その下の「特員」(3・4)については、渡辺
氏は「特賀」とし、『碑考』は「持貨」とする。何れがよいか判断する
根拠に乏しい。さらに渡辺氏は6行目の第二字「鐫」(5)を釈読して
いないかわりに、第五・六字を「鐫垂」としている。一方、本釈文は第
五字を「□」(6)としている。これは、訳文にみえる「匠ヲ求メ鐫刻
シ」のような文意からすれば、本釈文のように「覓匠鐫刻」で問題はな
く、渡辺氏の釈文は校正上の過ちではないか。そして『碑考』は、末尾
の二顆の印文は、ともに「方二寸」とする。

この題辞を書いた耆英は清の宗室の人で、満州正藍八旗。道光十四
(一八三四)年に工部および戸部尚書となり、翌年太子少保を加えられ、
同十八(一八三八)年に盛京將軍となった。耆英はこの在任中に旅順の
水軍を檢閲した幕僚の嘆夷から、巨石に崔忻の文字があることを聞き、
追刻文を揮毫し、水軍の徳特員をして石工に刻ませたのであった。時あ
たかもアヘン戦争が起こり、イギリス艦隊が北進して寧波・乍浦・舟山
を攻略し、さらに揚子江を溯り、上海、鎮江府を陥落させた時期であつ

た。その後、清朝政府は沿海警備を厳にし、耆英は一八四二(道光二十二)
年に、欽差大臣として南京でイギリスとの講和交渉に臨むことになる。⁽²⁾

そして第五番目の題辞については、

釈文

(朱書)
「其五」

「唐碑亭」(此三字ハ石亭ニ刻シアリ)

- | | |
|-----------|--------------------------|
| 1 渡―三、考―二 | 1 此石在金州旅順海口黄金山陰其大如駝唐開元 |
| 2 渡―己 | 2 二年至今一千二百八十二年其井已湮其石尚存光緒 |
| 3 考―菜 | 3 乙未年冬前任山東登來青兵備道貴地劉 |
| 4 渡―池、考―池 | 4 含芳作石亭覆之并記印 |
- (此記事巨石上ニ刻シアリ)

碑ヲ覆フ石亭ノ柱ニ刻シアル文

副將衛儘先遊擊廣東香山霍良順
守備衛信先千綏奉天金州王春榮
丙申八月穀旦
前任山東登來道兵備貴地劉含芳建

訳文

(朱書)
「其五」

唐碑亭

此石金州管内旅順海口黄金山陰ニ在リ
其大サ駝ノ如シ唐ノ開元二年ハ今ニ至ル一
千二百八十二年其井已ニ湮滅スルモ其石尚存

ス光緒乙未年（光緒乙未ハ明治二十八年）冬前任山東（省名）

登（登州府）来（来州府）青（青州府）ノ兵備

道台貴地劉含芳石亭ヲ作り之ヲ覆ヒ并

ニ記ス 印

副將衛儘先遊撃広東香山霍良順

守備衛信先千総奉天金州王春榮

丙申八月穀旦

前任山東登来青兵備道貴地劉含芳建

これは光緒二十一（一八九五）年冬の追刻である。碑石の正面、崔忻の碑文のすぐ左脇に書かれ、縦二十六センチ、横十一センチの範囲に五行にわたっている。⁽³⁾『碑考』によれば、字も小さく方五分であるという。ところでこの題辞によつて、井戸が既に湮滅していることがわかることから、前述の遅塚氏が一九三〇（昭和五）年に井戸はあるが、後代の改鑿によるものとする指摘は肯首できる。

『碑考』によれば、劉含芳がこの追刻を識し、また石亭を作った一八九五（光緒二十一・乙未）年は、日本との戦いで黄海大戦に敗北し、旅順も陥落したが、講和条約の後に清に還付され、守備の任に就いた劉含芳がその保護に当たったとしている。また渡辺氏は「畢竟碑石の原石は遙かな昔黄金山の高所から崩落して海浜近くの山腹の岩場に腰を据えたものであろう。そして両口の井戸はその下手に鑿られたのである。崔忻が最初に仰ぎ見たのはこのような姿の大石であった。勿々一千二百年、光緒二一（一八九五）年という年に近い頃、碑石の保護が議せられた時、

元の儘では手段の施しようがないので、山腹を削つて平地を得、碑石を動かしてそこに安置し、石亭を営んでこれを覆うことにしたのであろう」とする。⁽³⁾果たしてこの碑石が、山腹から崩落し、さらに新たな場所に据え直されたものかどうかは定かではない。

以上の五つの題辞のうち、追刻である四つの釈文については、渡辺氏の釈文、『碑考』ともに、ところどころに相違が認められる。しかも渡辺氏は、碑石背面右部に、

鑿井

開元

万曆

と、万曆年間の追刻があること。また碑石背面左部にも、

谷門

拾

と記されたもう一つの追刻が認められることを指摘しているが、本釈文も『碑考』も、この二つの題辞については触れていない。碑石そのもの、あるいは拓本を精査せずには、これ以上論ずることができない。

3 「旅順唐碑ニ関スル調査」

次にこの碑の性格を決定する根拠を明らかにした「旅順唐碑ニ関スル調査」について検討することにしよう。長文なので必要と思われる部分を適宜掲げることにする。

旅順黄金山下ニ在ル唐碑ニ関シ内藤庸次郎ニ托シ古書ヲ考攷シ或ハ在奉天清国法政学堂総弁彭毅孫及礦政調査局総弁夷良等ノ意見ヲ総合

スルニ概子左ノ如シ

右が「旅順唐碑ニ関スル調査」の最初の部分であるが、これから碑文に関する書籍の調査をしたのが内藤席次郎であったことが知られる。

内藤席次郎は、周知の東洋史学の泰斗内藤湖南である。⁽²²⁾内藤は一八九四（明治二十七年）年に大阪朝日新聞社に入社したものの、一時大阪朝日を退社して、万朝報に勤めたが、一九〇〇（明治三十三年）七月末に大阪朝日に再入社している。復職した内藤は、一九〇七（明治四十一年）八月三日から五日にかけて、同新聞社が主催した比叡山における講演会で、「日本満州交通略説」と題した講話を行い、日本と渤海の交通について言及している。⁽²³⁾その中で、初代渤海王大祚榮が唐の派遣した崔忻によって、渤海郡王に冊封されたことを述べ、さらに「其の時に行った使者の事蹟が近頃旅順から現れて来た。旅順の黄金山に井戸があつて、鴻臚井といふ名前が附いて居る」とか、「今度現はれた石」などと「鴻臚井の碑」について触れ、その釈文と拓本を紹介したのである。

内藤は一八九九（明治三十二年）九月をはじめとして、一九〇二（明治三十五年）年十月と一九〇五（明治三十八年）年七月、一九〇六（明治三十三年）年七月とたびたび清国に出張している。とりわけ一九〇五年、大阪朝日新聞社論説兼通信係長という職にあつた内藤は、奉天の文溯閣にある『四庫全書』と黄寺の『満蒙大蔵経』の調査を意図して、文部省の嘱託となることを望んだ。しかし果たせずその方途を模索していたところ、幸い外務省山座円次郎政務局長の尽力により外務大臣小村寿太郎の後援を得て、同年六月一日付けで外務省嘱託として渡満することがなつた。しかも陸軍の便宜をも受けることとなつたのであつた。⁽²⁴⁾

七月九日、内藤は大連に到着し、直ちに満州軍司令官の山田（第十四師団長の山田忠三郎か）⁽²⁵⁾に面会して旅券を受けた。七月十二日に旅順に入った内藤は、十四日に旅順港を視察している。その時のことは、彼の旅行記である『游清第三記』に「十四日港務部ニ照会シテ、ホベード号及ビペレスヴェートノ二艦ヲ観、又黄金山ニ上リ砲台及ビ山下ノ沈没船ヲ観ル」⁽²⁶⁾と記されている。すなわち黄金山周辺を見学したことを記しているものの、「鴻臚井の碑」については全く触れていないのである。にもかかわらず帰国後の比叡山での講演で、「今度現れた石」などと「鴻臚井の碑」について述べていることは、いかにも不自然である。実際には内藤は「鴻臚井の碑」の調査依頼を受け、その実物を見て史料的价值に気が付いたものの、それを自分の日記にすら書き得ないほど機密保持を求められたのではあるまいか。

内藤が渡満した一九〇五年七月は、三月に奉天の戦い、五月には日本海海戦に勝利した直後であつた。こうした状況下にあつて、外務省が極めて短期間のうちに内藤を嘱託とし、その上、一五〇〇円もの資金を提供していることや、⁽²⁷⁾内藤の職務が「満州に於ける従来の行政組織、租税額其他一般行政に関する調査」⁽²⁸⁾という、新聞記者また東洋史学者であつた内藤にとつて不相应な職務であつたことは、右のような事情を反映しての待遇であつたといえよう。

そもそも内藤が渡満を望んだのは、⁽²⁹⁾東京帝国大学から市村瓚次郎が歴史調査、鳥居龍蔵が人類学調査、伊東忠太が建築調査を目的に満州へ派遣されることを知つたことによるが、一行は内藤と奉天で会合している。それは日露戦争直後の満州事情調査というだけでなく、清朝の文化遺産

の吟味を意図していたといえよう。

しかも北京の内田康哉特命全權公使が、秘密電報を打電して、「目下奉天ニ在ル内藤寅次郎ハ外務省囑託員ナルヤ返電請フ」と、内藤の身分を東京の本省に問い合わせている。こうしたことを勘案するならば、内藤は旅順にある「鴻臚井の碑」の鑑定を外務省を通じて海軍から内密に委嘱され、その結果、史料的价值を認め、後日、日本へ搬送する契機となったものと思われる。⁽⁴⁶⁾

こうして内藤湖南が、この碑文の調査をしたことが確認されたのであるが、内藤とともに意見を求められたのが彭毅孫と奘良である。前者の彭毅孫は『最新支那官紳録』⁽⁴⁴⁾によれば、清代の貢生で、宣統元(一九〇九)年に錫良の奉天総督となり、さらに奉天法政学堂監督になって、一九一二(中華民国元)年三月には、高等審判庁丞に、さらに四月には護理奉天提法使になった人物で、その経歴からすれば、優れた知識人であったことがうかがえる。一方、後者の奘良は現在のところ不明である。さてそこで問題となるのは、内藤らは調査の結果、この鴻臚井の碑をどのように評価したかである。調査は『大明一統志』『大清一統志』『盛京通志』『旧唐書』などを渉猟した上で、「此碑文ノ史上ニ有益ナルコトハ即チ左ノ如シ」としている。すなわち、

第一遼東ニ於ケル稀有ノ唐碑ニシテ一ツハ奉天宮殿側ニ開元三年ノ尊勝陀羅尼經幢アリ共ニ渤海ニ關係アルハ奇ト云フベシ

と、この碑石が、奉天宮殿にある開元三(七一五)年銘の尊勝陀羅尼經幢とともに渤海に關係あるものと、まず評価している。いうならばこの碑石が、渤海に關係するものであることを初めて指摘したのであった。

内藤は前述した一九〇五(明治三十八)年の渡満の折りに撮影した写真を、『満洲写真帖』⁽⁴⁶⁾として帰国後に刊行しているが、そのなかに(六十六)「石經幢」を掲載し、あわせて「盛京東華門外ニ在ル八面ノ石幢ヲ俗ニ十面石ト曰フ石ニハ尊勝陀羅尼ヲ刻シ其基石ニハ人物ノ像ヲ刻セリ唐開元三年及ビ瀋州等ノ字模糊ノ間ニ認ムベシ蓋シ渤海ノ初メニ建ツ所、奉天省中ニ在リテ母丘儉討高句麗碑、高句麗好太王碑、旅順黄金井刻石ニ次ヅベキ古碑ナリ」と解説している。このことから碑文の第一の評価は、内藤の指摘であることは疑いない。しかしこの尊勝陀羅尼經幢は、後に「俗にいう十面石は、陀羅尼經の訳者である不空三藏の肩書きに『唐開元三朝』とあったのを誤解したもので、むしろ遼代ころの作とみられる」と⁽⁴⁸⁾の指摘があることから、内藤が尊勝陀羅尼經幢と「鴻臚井の碑」を同等に扱ったことは必ずしも妥当ではなかったのである。

ついで、

第二大明及大清一統志ノ疎繆ヲ正スニ足ルコト

と述べている。内藤はこの点について、比叡山講演会で「(鴻臚井の碑のことは)、明の『一統志』にも載つて居るし、清朝の『一統志』にも載つて居る。清朝の『唐の開元の時に靺鞨の使、鴻臚卿崔忻の鑿する所』と書いてある。其処に考を付けてある。旧唐書に崔忻の事が出て居るが、此処に書いてあるのは違つて居ると云ふ。成程違つて居りませう。清朝の『一統志』などを作るのは机の上で作るので、古い本を見ては其の通り写して行く。明の『一統志』にも、靺鞨の使、鴻臚卿崔忻の鑿する所と書いてある。歴史とは違つて居ると不審を言つて居るが、一向不審はない」⁽⁵⁰⁾(傍点筆者)と述べている。確かに唐の使である崔忻を

鞅鞞の使いとすることは誤りで、この第二の評価にも内藤の意見が反映しているといってもよいであろう。

さらに、

第三唐ノ使節カ今ノ奉天地方ノ渤海国王ノ居城ニ使スルニ陸路ヨリセスシ
テ海路山東ヨリ旅順ヲ經由シタル証拠タルコト

と指摘しているが、当時、渤海国王の居城、つまり王都が奉天地方にあったとする点は興味深い。政権を樹立した当初の大祚栄は、營州から東走して挹婁の東牟山に拠って城を築いて居所としたことが、『旧唐書』渤海鞅鞞伝にみえているが、この東牟山の場所をめぐる古くから議論があつた。『瀋陽県志』十卷・古蹟条によれば、瀋陽路にあつたとするのは元の一統志に始まり、明代に至って奉天東方の二十里、すなわち天柱山下の瀋陽古城とする⁽³²⁾。天柱山は、現在の瀋陽の北東十一キロにあり、その麓に清の太祖奴兒哈赤と皇后葉赫那拉氏の陵墓である福陵（東陵）がある。

しかし内藤は、再三引用する比叡山講演会で、渤海には五つの都があり、中京を寧古塔（現黒竜江省寧安）の西南、上京はその三百里ばかり北方、東京はニコリスク（現ロシア・ウスリースク）、南京は舍春川を渡った東古城子（吉林省和竜）にそれぞれ比定している⁽³³⁾。このことから内藤が、この奉天付近を渤海国の居城とする点は違和感を覚える。とすればこの第三の評価には、彭毅孫と爽良の見解が反映しているのかもしれない。

以上のような内藤を中心とした周到な調査により「唐碑亭」、すなわち「鴻臚井の碑」の史的価値を明らかにしたうえで、海軍省から宮中へ

献上されたのであつた。

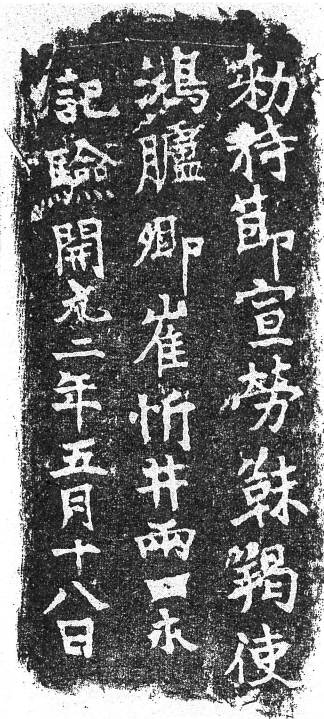
ここでこの鴻臚卿崔忻刻文の拓本について触れておきたい。今日、流布しているのは大別して三つある。その第一が、内藤が「日本満州交通略説」⁽³⁴⁾に収録した「鴻臚井刻石拓本」（図版2-3）で、拓本の上部の墨が流れ滲んだように見えるのが特徴である。第二が、園田一亀の『満洲金石志稿 第一冊』⁽³⁵⁾に収録されている「唐・鴻臚卿崔忻鑿井記拓」（図版2-4）で、墨も濃く文字も明瞭であるが、二行目の一文字目の「永」の下の「為」の痕跡が認められない。また三行目の一文字目の「記」の言偏の第一・二画が明瞭に拓出されている。そして全体的に加墨されているようにも見える。そして第三が、渡辺氏の「鴻臚井考（抄）」⁽³⁶⁾に載せられている「碑石正面拓影主要部」（図版2-1）で、崔忻の刻文と光緒追刻の部分とともに拓出されている。通牒の「發送者注意」の但し書きの部分に「写真及碑文摺本ハ現物ヲ其儘侍從武官長ニ送付スルコト」と、写真とともに、摺本つまり拓本が添えられて宮中に献上されたことが知られるが、これが渡辺氏が掲載した拓本であり、皇居内において碑石を実見をした際に、「碑石正面拓影」（図版2-2）とともにその写しが提供されたのではあるまいか。何れにしても最も良質な拓本と思われるが、一九二二（明治四十五）年三月二十日に内藤が「午後戦利品陳列場ヲ觀、大島都督ヲ訪フ、都督邸ニテ崔忻刻石ノ真拓本ヲ觀ル」⁽³⁷⁾と、旅順の関東都督大島善昌の官邸で見た崔忻刻石の真拓本と同種の拓本ではないかと思われる。



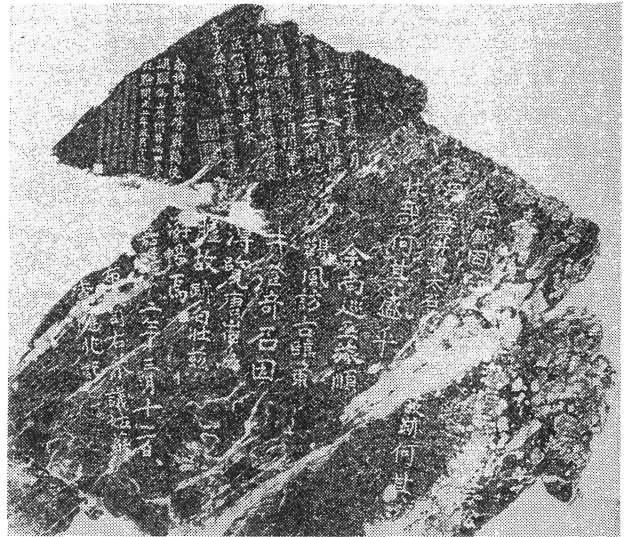
3 内藤「鴻臚井刻石拓本」



1 渡辺「碑石正面拓影主要部」



4 園田「満洲金石志稿」
第一冊所収拓本



2 渡辺「碑石正面拓影」

図版2 「鴻臚井の碑」各種拓本

三 「鴻臚井の碑」の再検討

前項では、内藤らの「旅順唐碑ニ関スル調査」について吟味したが、渤海史研究草創期の研究状況がよくわかり非常に興味深い。そこでこうした成果を念頭におきつつ碑文の意義について改めて検討してみたい。

崔忻が大祚栄を冊封するために派遣されたことは、本稿の最初に提示した『旧唐書』渤海靺鞨伝の記事に対応しているが、この碑文によって、はじめて崔忻が「勅持節宣勞靺鞨使」「鴻臚卿」という職にあつたことが知られる。

崔忻は勅を奉じて大祚栄のもとへ使いたが、この勅は『旧唐書』渤海靺鞨伝の文脈からすると睿宗によって出されたようにみえる。しかし中華書局の『新唐書』卷二一九・渤海伝の校勘記に「睿宗先天中 冊府卷九六四作『玄宗先天二年』、通鑑卷二一〇合。此誤」とあるように、玄宗は先天元(七二二)年八月に父睿宗から譲りを受けて即位しており、崔忻の振国派遣を命じたのは玄宗であつて、勅の主体は睿宗ではなく玄宗とみるべきであろう。

そして崔忻は「持節」、すなわち「節を持」しているのであるが、「持節」とは、『宋書』卷三十九、百官志上によれば、晋代のこととして「使持節、為上。持節、次之。仮節、為下。使持節得殺二千石以下。持節殺無官位人、若軍事得与使持節同。仮節唯軍事得殺犯軍令者」とあつて、使持節と同様「二千石」、つまり郡の長官である「太守」以下を戦時には殺す権限を皇帝より委ねられたことを意味する⁽⁸⁾。唐代にあつては、『大唐開元礼』卷百二十九・嘉礼に「皇帝遣使詣蕃宣勞」の式次

第によれば、入朝してきた蕃主に対して「勞いを宣する」ために使者を鴻臚客館に派遣するのであるが、この時に使者は皇帝の詔書とともに「持節者」を同行している。すなわち皇帝が出御しない場合には、「持節者」は使者に近侍し、使者が宣詔する直前に「脱節衣」することによって、使者に皇帝の権限が委譲されていることを可視的に顕示しているのである。

かくして崔忻もまた玄宗の権限をもってその意思を伝達するために、大祚栄のもとに向かった。その目的は、「宣勞」であつた。すなわち玄宗の勅を「宣し」て授与するために派遣されたのであるが、その宣勞の内容は、『旧・新唐書』が伝えるように、大祚栄の冊立と宣慰であつたといえよう。

そしてこの碑文から、大祚栄は唐から「靺鞨」の王と認識されていたことが確認される。『新唐書』渤海伝に、大祚栄が渤海郡王に冊封されると「自是始去靺鞨号、専称渤海」とあるように、それまで「靺鞨」と称していたのを止め、もっぱら渤海と称すようになったことを伝えることと符合する。しかしながら『旧唐書』や『冊府元龜』には、冊封後も「渤海靺鞨」とその国名に「靺鞨」を冠している例が多くみられる。

『旧唐書』渤海靺鞨伝が「渤海靺鞨大祚栄者、本高麗別種也」(傍点筆者)はその代表的な例であるが、そのほか『旧唐書』には、

卷八・玄宗紀上・開元七(七一九)年三月丁酉(八日)条

渤海靺鞨郡王大祚栄死、其子武芸嗣位。

卷八・玄宗紀上・開元二十(七三二)年九月五日条

渤海靺鞨寇登州、殺刺史韋俊、命左領軍將軍蓋福順發兵討之。

卷一九九・新羅伝

〔開元〕二十一（七三三）年、渤海靺鞨越海入寇登州、時興光族人金思蘭先因入朝留京師、拜為太僕員外卿、至是遣歸国發兵以討靺鞨、仍加授興光為開成府同三司、寧海軍使。

卷九・玄宗紀下・開元二十六（七三八）年

是歲、渤海靺鞨王大武芸死。其子欽茂嗣立、遣使弔祭冊立之。

などのように、帝紀はもとより東夷伝などでも、ほぼ開元年間（七一三～四一）を通じては「渤海靺鞨」と表現している。また玄宗朝の宰相であった李林甫（在任七三四～五二、開元二十二～天宝十一）によって専修された『大唐六典』の卷四、尚書礼部が、「四蕃之國」として七十余蕃をあげるなかで、「謂三姓葛邏祿処蜜処同当作月、（中略）突厥奚契丹、遠蕃靺鞨渤海靺鞨室韋和解」（傍点筆者）とあって、「渤海靺鞨」と表現している。こうした例からも、開元年中には、唐が渤海に「靺鞨」を付加して呼んでいたといえよう。『冊府元龜』にも、

卷九七四・褒異一・開元六（七一八）年二月乙酉（二十日）条

靺鞨渤海郡王大祚榮遣其男述芸來朝。

卷九七一・朝貢四・開元十二（七二四）年二月条

渤海靺鞨遣其臣賀祚慶、來賀正、各賜帛五十匹、放還蕃。

のように「靺鞨渤海」あるいは「渤海靺鞨」と呼ぶことが多く見られる。また『冊府元龜』卷九七三・外臣部・助国討伐のように「（開元二十二年）二月、新羅王興光從弟左領 軍衛員外將軍忠信上表曰、臣所奉進止、令臣執節、本国發兵馬討除靺鞨、有事統奏者」のように、新羅が玄宗への上表文のなかで、渤海のことを「靺鞨」と呼んでいる例もある。また

『新唐書』も玄宗紀に「（開元二十（七三二）年）九月五日、渤海靺鞨寇登州、刺史韋俊死之、左領軍衛將軍蓋福慎伐之」とあり、「渤海靺鞨」と呼ぶ場合があった。

そもそも靺鞨は『隋書』卷八一・靺鞨伝にみられるように、隋代には粟末・白山・号室・伯咄・安車骨・抃涅・黒水の七部に分れており、また唐代には越喜靺鞨や扈捏靺鞨、鉄利靺鞨、虞婁靺鞨、黒水靺鞨などと呼ばれたように、靺鞨といっても多様であった。こうした靺鞨諸部のなかに、大祚榮の率いた振国は新たに誕生した靺鞨諸部の一つと唐は認識して、「靺鞨」の語を付加して「渤海靺鞨」と呼んでいたようである。

こうした認識は、日本にも伝わったものと思われる。『統日本紀』養老四（七二〇）年正月丙子（二十三日）条の、

遣渡島津輕津司從七位上諸君鞍男等六人於靺鞨國。觀其風俗。

と、渡島・津輕の津司の諸君鞍男らを靺鞨國に派遣して、その風俗を観察させているが、この靺鞨國派遣に先立つ七一六（靈龜二）年八月、遣唐使として入唐した多治比島守や阿倍安麻呂らが帰国しているが、彼らの中で唐人達が「渤海靺鞨」「靺鞨」などと呼んでいた渤海の存在を知り、帰国後「靺鞨國」||「渤海」であることを報告したのであろう。諸君鞍男らはこれら靺鞨諸部の何れかの部を観察したとみられなくもないが、既述のように、渤海を「靺鞨」の語を付して呼んでいたことから、『統紀』の「靺鞨國」とは、渤海を指しているとも考えられる。

しかし唐は先天二（七一三）年に渤海郡王を冊立して以降は、玄宗から大武芸に宛てた勅書には、「勅忽汗州刺史渤海郡王大武芸」（第一首、開元二十年秋）、「勅渤海郡王忽汗州都督大武芸」（第二首、開元二十四

年春⁽⁶¹⁾とみえるように、「渤海郡王」と記しても「靺鞨」を全く冠していない。玄宗から新羅の聖徳王に宛てた「勅新羅王金興光書」にも、「知欲於涓江置戍。既当渤海衝要⁽⁶²⁾」「且蕞爾渤海⁽⁶³⁾」と「渤海」とだけ記している。これらの勅書は、王言を伝える論事勅書とよばれ、今日的な外交文書の性格を有していることを考えるならば、冊封した王あるいは国家には正式な冊封名で呼んだのであった。

さて崔忻についてであるが、その履歴の詳細は不明である。ただ『新唐書』卷七十二下・宰相世系二下によれば、南祖崔氏の出身で、河南府の府官である法曹参军(事)⁽⁶⁴⁾(正七品下)であったことが確認できる⁽⁶⁵⁾。

そしてこの碑文によって、崔忻が「鴻臚卿」に任ぜられたことがわかるが、『旧唐書』渤海靺鞨伝には「郎将」とあって、両者に官職の相違が認められる。そもそも「鴻臚卿」は、賓客および凶儀のことを掌り、典客・司儀二署を領する鴻臚寺の長官職(従三品)であることから、果たして中央官庁の鴻臚寺の長官が、冊封とはいえ辺境の王のもとに自ら使いたしか疑わしい。一方「郎将」は、武官である親府・勳府・翊府の三府に左右の郎将(正五品上)がみえるだけであることから、崔忻はこの何れかの職にあつたとみるべきであろう。しかもその官品から、崔忻は河南府の法曹参军から郎将へと昇進し、その在職中に大祚栄のもとに派遣されたが、このときに限り加官されて「鴻臚卿」を称したのである。ところで大祚栄を渤海郡王に冊立することは、中宗以来の懸案であった。再言することになるが、唐は七〇五(神竜元)年正月に、侍御史の張行岌を大祚栄のもとに派遣して招慰し、祚栄もそれに応えて子を派遣して入侍させ、冊立されるばかりであった。そもそも「招慰」とは、石

見清裕氏が指摘するように「ある地域・集団・組織を招き寄せて自己の支配下に組み込むという意⁽⁶⁶⁾」であることから、則天武后の没後の唐は、大祚栄と対立するのではなく、そのいち早い内属を望んだのであろう。

しかし契丹と突厥が連年にわたる入寇のために、大祚栄の使者は唐に入朝できず、不調に終わっていた。ところが玄宗が七一二年(先天二年)八月庚子に父睿宗の譲りを受けて即位すると、大祚栄からの使者を待つことなく、玄宗は崔忻を派遣して冊立しようとした。いわば唐と渤海両者の関係強化の必要性に迫られたのであろう。唐三百年を通じて、唐の使節が外国に派遣されるよりは、逆に外国使節が唐に派遣されてくる場合の方が多かったこと、また唐が皇帝の勅書を周辺諸国に伝える使者の多くが宦官(品官・内使・中使)であったという指摘を想起するならば、武官である郎将、それも鴻臚卿に加官した崔忻を派遣したことは、即位間もない玄宗の並々ならない意欲の現れとみることができよう。

こうした崔忻派遣の背景となったのが、營州西北の饒楽水周辺に居住していた遊牧民である奚との対立であったと思われる。七一二年(景雲三年)六月、幽州都督の孫儉は左驍衛將軍の李楷洛と左威衛將軍周以悌ら兵三万(『旧唐書』卷一九九・奚国伝では十二万)を率い、奚の首領李大輔の部落を襲った。奚は万歲通天元(六九六)年に營州で起こった契丹の李尽忠の反乱後、突厥に臣従していた。突厥は六三〇(貞観四)年、唐によって滅ぼされたが、六八二(永淳元)年、復興・独立をはたした東突厥の默啜は、則天武后と対峙する一方、唐王室との婚姻を策するなど、硬軟両様の政策をもって唐に望んだ。孫儉の奚侵攻は、突厥との関係断絶を意図したものではないかとみられるが、孫儉らは李大輔と硯山で戦

い、敗れて副将周以悌とともに捕らえられ、突厥の黙噶のもとに送られて殺害された。(8) 七一一(景雲二)年正月に「突厥黙噶遣使請和親。許之」(9)としながらも、七二四(開元二)年二月には「突厥黙噶遣其子同俄特勤率衆寇北庭都護府」(10)と、西方で唐に侵寇するなど、兩國の関係は必ずしも安定していたわけではない。とすれば孫儉らが碭山に敗れた二か月後に即位した玄宗は、奚を牽制できる勢力としての大祚榮に期待し、崔忻を派遣してまでも冊封しなければならなかったであろう。

しかも陸路、營州を経由して大祚榮のもとに向かうことは奚の妨害を受けかねず、崔忻は旅順を経由することになった。『新唐書』卷四三・地理志七所引の賈耽の「道里記」に、

登州東北海行、過大謝島、龜飲島、淤島、烏湖島三百里、北渡烏湖海、至馬石山東之都里鎮二百里、東傍海墻、過青泥浦、桃花浦、杏花浦、石人汪、橐駝灣、烏骨江八百里。(中略)自鴨綠江口舟行百
余里、乃小舫泝流東北三十里、至泊杓口、得渤海之境。又泝流五百里、至丸都峴城、故高麗王都。又東北泝流二百里至神州。又陸行四百里、至顯州、天寶中王所都。又正北如東六百里、至渤海王城。

とある。山東半島の登州(蓬萊)から廟島列島を渡って、遼東半島の馬石山の東の都里鎮を経て、鴨緑江を遡上して渤海の王都への道程を記しているのである。呉承志の『唐賈耽記辺州入四夷道里考実』卷二によれば、「烏湖海(中略)今日為老鉄山水道。馬石山、名出晋世、至遼始称鉄山」とあり、烏湖海である今日の老鉄山水道を渡ると、馬石山である老鉄山の東二百里にある都里鎮に着く。崔忻はこの都里鎮の一隅に井戸を掘り碑文を刻んだのであったが、この道は以後『新唐書』渤海伝の

伝える「鴨濼、朝貢道」として定着していくことになるのである。

おわりに

わずか二十九文字を刻んだ石碑ではあるが、縷々述べてきたように「唐碑亭」、すなわち「鴻臚井の碑」の史的価値は計り知れない。しかし私たちは、その形状も崔忻の刻んだ碑文がどこに書かれているのかも知らずに、ただその拓本を見るばかりであった。そうしたなかで今回、日本海軍の残した貴重な資料により、崔忻の二十九文字の刻文の釈文に大過ないことが確認できた。また旅順にあった往時の位置はもとより、碑石の略図、あるいは写真をとおして「鴻臚井の碑」そのものを実感できたことは、渤海史研究にとつて望外の成果ではなかったかと自負している。これを機に新たな渤海史研究の一頁が開かれることを期待するばかりである。

注

- (1) 酒寄雅志「近代日本と渤海史研究」(『渤海と古代の日本』(校倉書房)に収録の予定)。
- (2) 『新唐書』卷二一九・渤海伝によれば、「睿宗先天中、遣使拜左驍衛大將軍・渤海郡王」とあって、崔忻のことは見えず、また大祚榮は左驍衛大將軍に冊封されている。
- (3) 『明治天皇紀』第九 明治二十九年十一月五日条。
- (4) 『明治天皇紀』第十 明治三十四年十月十日条。

- (5) 『明治天皇紀』第十二 明治四十三年四月八日条。
- (6) 『明治天皇紀』第十一 明治四十(一九〇七)年三月十九日条や同月二十八日条には、東京・広島両高等師範学校、女子高等師範学校職員・生徒らに「教育上利する所大なるものあるべき」として、侍従武官長岡沢精の説明のもと振天府を見学させている。
- (7) 『満州人名辞典』中巻(日本図書センター)。また遅塚麗水は、渡辺氏を情報課に勤務しているとする(遅塚麗水『満鮮趣味の旅』大阪屋号書店、一九三〇年)。
- (8) 『人事興信録』第二十六版(人事興信所、一九七一年)。
- (9) 渡辺諒「鴻臚井考(抄)」(『東洋学報』五一―、一九六八年六月)。
- (10) 鳥山喜一『渤海史上の諸問題』(風間書房、一九六八年)。
- (11) 『大連市史』(大連市役所、一九三六年九月)。
- (12) 東洋史家の稲葉岩吉も『満洲発達史』(大阪屋号出版部、一九一五年)のなかで「題名の碑石は去歳、我が東京宮城に収められた」と述べている。
- (13) 請求記号 ⑩日露37―552
- (14) 『明治天皇紀』巻十一・明治三十九年九月二日条に、「海軍大臣齋藤實の献れる鐘及び旅順鎮守府司令長官三須宗太郎の献れる置物を御座所に覧たまふ ○侍従武官日誌」とあるのに対応するものであろう。
- (15) 渡辺・注(9)前掲誌。
- (16) 秦郁彦『日本陸海軍総合事典』(東京大学出版会、一九九一年)によれば、浅井将秀(一八六四―一九三七年)は、一九〇三(明治三十六)年十一月に、海軍編修書記となり、さらに一九〇四(明治三十七)年三月に、海軍編修・海軍大臣官房となっている。
- (17) 遅塚・注(7)前掲書、一三五―七ページ。
- (18) 渡辺・注(9)前掲誌。
- (19) 渡辺氏は、「富岡中将は旅順鎮守府長官として、明治四一年(一九〇八)八月二十八日から同四三年(一九一〇)一月一日まで在任した。(中略)同中将は在任中に手掛けた碑石東遷に伴う善後措置の施工に際し、元の縁故から染筆したものであろう」と指摘しているが、碑石が四十一年四月三十日付けで宮中に差し出されていることからすれば、富岡が碑石の日本搬送に直接関与したものは思われない。富岡が記念碑を建てることになった理由は別にあるのではないか。
- (20) 『近代中国都市地図集成』9大連(旧旅順地区・一九一八)(柏書房、一九八六年)。
- (21) 『戦後写真(旅順口) 十六枚』(請求記号 426/513)。
- (22) 関重忠は、古川利昭編『帝国陸海軍将官相当地名簿―明治建軍から終戦まで―』(朝日新聞東京本社朝日出版サービス、一九九二年一月)によれば、文久三(一八六三)年十二月、神奈川で生まれ、明治三十八(一九〇五)年一月十二日に機関大監、さらに明治四十四(一九一一年)年六月五日には機関少将に任官し、昭和二十(一九四五)年三月に没している。関は、海軍少機関士であった明治二十二(一八八九)年六月に『英国海軍水圧機説論』を著し、また明治三十五(一九〇二)年には、英国王ヴィクトリアの戴冠式に戦艦「浅間」の機関長として派遣され、その航海の様を撮影した五十枚ほどの写真集『渡英のおもかげ』(発行・編集者中尾新太郎)を翌年に出版している。さらに明治三十八年十二月には、日露戦争における旅順港閉塞などの写真百十四枚を『日露戦役海軍写真朝日の光』(博文館)として出版していることを考えあわせるならば、関は写真に精通した軍人として、日露戦争直後の旅順口の写真を撮影し、海軍大臣齋藤實に提出したのであろう。

- (23) 許明綱「旅順鴻臚井有関問題正誤析—同瀛雲先生商榷—」(『大連大学師範学院学報』一九九〇年一期)は、垣内良平によって書かれた『旅順市史序説』に鴻臚井の碑の写真が付されたことを指摘し、その論文のなかにも掲載しているが、不鮮明であり、いつ、誰れによって撮影されたものか定かでない。
- (24) 渡辺・注(9)前掲誌。
- (25) 『日本海軍史』第十巻、将官履歴下(財団法人海軍歴史保存協会、一九九五年)。なおこの「旅順唐碑考」の作者を内藤湖南とも考えたが、内藤が旅順を訪れたのは一九〇五(明治三十八)年七月二日で、同年十一月十七日に奉天を経て、一九〇六(明治三十九)年一月一日に北京から帰国しており、内藤が松村直臣の案内によって唐碑亭を見学したとは思われない。「旅順唐碑考」は、内藤の筆になるものではないであろう。
- (26) 山根幸夫『明清史籍の研究』(研文出版、一九八九年三月)。
- (27) 渡辺氏も引用している『中国人名大辞典』(商務印書館、一九二二年六月)によれば、查応兆は正徳年間(一五〇六〜二二)の進士で、工部主事となり、山東参議・布政司を歴任している。
- (28) 渡辺・注(9)前掲誌。
- (29) 『東洋史大辞典』上巻(平凡社、一九三七年、後に臨川書店から復刻)。
- (30) 渡辺・注(9)前掲誌。
- (31) 渡辺・注(9)前掲誌。
- (32) 三田村泰助『内藤湖南』(中公新書二七八、一九七二年)。
- (33) 内藤虎次郎『日本満州交通略説』(『叡山講演集』一九〇七年、『内藤湖南全集』第八巻、筑摩書房、一九六九年に再録)。
- (34) 内藤湖南「游清第三記」明治三十八年六月五日条(『内藤湖南全集』第六巻、筑摩書房、一九七二年)。
- (35) 秦・注(16)前掲書。
- (36) 内藤・注(34)前掲書。
- (37) 内藤の旅行記「游清第三記」(注(34)前掲書)を記した帳面にはさまれていた二通の文書の一つに、陸軍次官石本新六の名で外務省囑託の内藤と従者大里武八郎に対し「右行政上ニ関スル調査ノ為戦地へ渡航許可相成候者ニ於テ宿舍ノ貸與、汽車汽船ノ便乗其他ノ待遇等軍事上差聞ナキ限り便宜ヲ被與度」とあって、やはり行政調査という任のためと、陸軍による特別な便宜供与があったことがわかる。
- (38) 外務省外交史料館所蔵外務省記録。
- (39) 中見立夫「日本の東洋史学黎明期における史料の探求」(『清朝と東アジア』ア 神田信夫先生古希記念論集)山川出版社、一九九二年)、中蘭英助『鳥居龍藏伝』(岩波書店、一九九五年)。
- (40) 酒寄・注(1)前掲論文。
- (41) 外務省外交史料館所蔵外務省記録。
- (42) 遅塚氏は、『満鮮趣味の旅』(注・(7)前掲書)のなかで、鴻臚井の碑は「黒板勝美氏によって発見され」としている。しかし黒板が、一九〇五(明治三十八)年ころに旅順へ行った形跡は認めることができず、内藤と黒板を取り違えた遅塚氏の誤解ではないかとみられる。
- (43) 内藤は、翌一九〇六年七月にも、外務省の囑託として「間島問題史的調査」のため朝鮮を経由して東三省に赴いている。朝鮮の調査を終えた内藤は八月二十二日、奉天に到着し、以後十月十六日まで奉天に滞在したあと十一月二十日に、大連から帰国している。この時の三カ月に及ぶ奉天滞在

- 中における内藤の行動について、中見立夫氏は内藤の旅行記（『韓満視察旅行日記』（注〔34〕前掲書）をみるかぎり、この滞在期間中に内藤は実質的な仕事は何もできず日を過ごしていたようにみえるが、日中両国の外交文書を検討して、奉天宮殿内謨閣に置かれた「満文老档」の借覧をめぐる、内藤と中国との間でトラブルが生じていたことを明らかにしている（中立・注〔39〕前掲論文）。内藤はこのときには旅順に行っていないが、奉天滞在中に「鴻臚井の碑」の調査もしていた可能性がある。
- (44) 『最新支那官紳録』（北京支那研究会編、富山房、一九一八年八月）。
- (45) 「総弁」と「監督」が同じ職であるとするならば、彼は一九〇八年にはすでにその地位にあったことになる。
- (46) 『満洲写真帖』（東陽堂、明治四十一（一九〇八）年六月）。
- (47) 『増補満洲写真帖』（小林写真製版所出版部、一九三五年六月）では、（八十七）（八十八）に収録されている（内藤・注〔34〕前掲書）。
- (48) 『増補満洲写真帖』（内藤・注〔47〕前掲書）には、「満州ニ在リテ」とある。
- (49) 村田治郎『満洲の史蹟』（座右宝刊行会、一九四四年）。また鳥居龍蔵は「奉天市街の中央に八角形の『尊勝陀羅尼』を刻した石幢が柵内に建てられている。これは文字はほとんど摩滅している。これは何時代のものだろうか。内藤先生は唐代のものとせられたが、今は遼代のものとなった」（『ある老学徒の手記』朝日新聞社、一九五三年、中藪英助『鳥居龍蔵伝』岩波書店、一九九五年）としている。
- (50) 内藤・注〔33〕前掲書。
- (51) 『大明一統志』二十五巻に、「東牟山在瀋陽衛東二十里」とある。
- (52) 南満洲鉄道株式会社庶務部調査課『満洲舊蹟志』下篇（一九二六年）。
- (53) 内藤・注〔33〕前掲書。
- (54) 内藤・注〔33〕前掲書。
- (55) 『満洲金石志稿 第一冊』（南満洲鉄道株式会社、一九三六年）。
- (56) 渡辺・注〔9〕前掲誌。
- (57) 内藤湖南『奉天訪書日記』（内藤・注〔34〕前掲書）。
- (58) 坂元義種『倭の五王―空白の五世紀』（教育社、一九八一年）。
- (59) 石見清裕「唐の国書授与儀礼について」（『東洋史研究』五十七―二、一九八九年九月）。
- (60) 石井正敏「張九齡作『勅渤海王大武芸書』について」（『朝鮮学報』一一二、一九八四年七月）。
- (61) 石井・注〔60〕前掲誌。
- (62) 『文苑英華』卷四七一。石井・注〔60〕前掲誌。
- (63) 『文苑英華』卷四七一。石井・注〔60〕前掲誌。
- (64) 中村裕「論事勅書の伝達」（『唐代制勅研究』汲古書院、一九九一年）。
- (65) 国学院大学教授土肥義和氏の教示による。
- (66) 石見清裕「唐の内附異民族対象規定」（『唐の北方問題と国際秩序』汲古書院、一九八九年）。
- (67) 石見・注〔59〕前掲誌。
- (68) 中村裕「勅書」（注〔64〕前掲書）。
- (69) 『旧唐書』卷一九九・奚国伝。
- (70) 『旧唐書』卷八・玄宗本紀。
- (71) 『旧唐書』卷八・玄宗本紀。
- (72) 『中華史地名著叢刊之三』（文海出版社、中華民國五十七年三月）。

The "Toro Well Inscription"

SAKAYORI Masashi

One the 18th day of the 5th month, 714AD, Choehun 崔忻, lord of Honglu of the Tang Dynasty, had two wells dug in the Ogon黄金Mountains of Lushun, and to commemorate this work an inscription originally bearing 29 characters was constructed. This all happened on the return of Po'hai's King Dazurong 大祚荣 from paying tribute to the Tang Dynasty.

This inscription, which is known as the "Koro Well Inscription" (Korosei-hi 鴻臚井碑) was presented to the Emperor of Japan in April 1908 by the Navy as one of the prizes from its victory in the Russo-Japanese War and was placed in the Imperial Palace's Fukiage Garden. At that time, the documentation related to the inscription, then referred to as the Tohitei 唐碑亭, was sent to the captain of the imperial guard Okazawa Sei 岡沢精. These documents were discovered by the author of this article, who utilizes them for the first time to reconsider the historical implications of the inscription.

The documents consist of a memorandum on the inscription (Tohitei-no-Ki 唐碑亭の記) written by minister of the Navy Saito Minoru 齋藤実, survey materials collected by administrators at the Lushun Naval Station, including a rough map entitled Tohi Ryakuzu 唐碑略図), five copies of the inscription's text, including later additions made to Choehun's text, with Japanese translations, and an evaluation of the inscription written by Naito Torajiro (Konan) 内藤虎次郎 (湖南) .

Through the author's investigation of these documents, it is possible identify the location and physical layout where the inscription was placed in Lushun and also learn about the circumstances surrounding Japan's first research efforts into the history of Po'hai. Furthermore, the author reconsiders Tang-Po'hai international relations at the time of the monument's construction, showing that the newly enthroned Thang Emperor Xuanzong 玄修 had entrusted Po'hai with the task of keeping the Xi 奚 in check, since they were close allies of the then "scourge of the north," the Tujue 突厥.